

新型コロナウイルス感染症に関する

事業者の皆様へのお願い

4月16日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

事態を収束に向かわせるために、極力8割程度の接触機会の低減を目指すという、政府の強い姿勢が示されたものです。

事業者の皆様におかれましては、今まで以上の感染予防対策の徹底をお願いいたします。

感染予防に関しましては、新潟県から示されていますので、参考としてください。

【新潟県知事メッセージ抜粋】

- 遊戯施設、遊興施設等、不特定多数の人が集まる施設等においては、感染防止の観点から施設の定期的な消毒、来店者への手指消毒の呼びかけ等に取り組むとともに、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設の入場者の制限等、適切な対応をお願いいたします。
- 職場においては、手洗い・咳エチケットの励行、タオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛のほか、事業所の換気励行、執務スペースの分散、従業員や店舗利用者の間隔の確保など、感染防止のための取組をお願いいたします。